

## 住宅火災警報器の設置義務

埼玉県内の既存（平成 18 年 5 月 31 日までに建築）の居住建物に火災警報器の設置が義務づけられています。概要は次の通りですが、設置をした場合にはその建物や家財の火災保険が割引になる場合があります。

- 建物の用途 居住用の建物
- 設置の期限 平成 18 年 5 月 31 日までに建築した建物は地域により下記の通り  
さいたま市……………平成 21 年 6 月 1 日まで  
行 田 市……………平成 23 年 6 月 1 日まで  
上記除く埼玉県内…平成 20 年 6 月 1 日まで  
平成 18 年 6 月以降に建てた居住用建物には設置されています。
- 設置の場所 平 屋 寝室全部の上部  
廊下（4 畳半以上の居室が 5 以上ある場合）  
2 階建 寝室全部の上部  
階段の 2 階上部  
廊下（1 階に 4 畳半以上の居室が 5 以上ある場合は 1 階上部）  
3 階建 2 階建と同様
- 火災警報器 日本消防検定協会により鑑定された NS マークのついたものをお勧めします。概ね 1 個 6000 円から 9000 円ほどで購入できます。マークがついていない警報機で、昨年の熱帯夜に火事でないのに鳴って、止めるのに苦労された事例があります。
- 保険の割引 ご契約されている保険によっては、警報器の設置により火災被害を少なく出来ることから、火災保険料の割引が出来る場合があります。証明書類や設置申告書を添付する必要がありますので、警報器のメーカーの取り扱い説明書や取り付け業者の領収書を保管し、保険会社にご相談ください。
- ご 注 意 今後「消防署のほうから来た」又は「法律で義務付けられた」として悪質な訪問販売が行われる可能性があります。地元の信用ある販売店や工事店にて、上記の項目を確認して設置されるようご注意ください。

